

国立大学協会

【1. 入学時の学力・資質要件の確認方法について】

<質問内容>

- 現在の学力・資質要件の確認方法は、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により、本人の学修意欲や進学目的等を確認し、大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切るとしているが、これらの考えを引き続き、継続するべきか。

<御意見等>

- ・教育の機会均等のためには、高校在学時の成績のみではなく進学者本人の学習意欲や進学目的等に即した支援を行うことが必要。一方、大学の修学において著しい成績不良等による支援打ち切りの条件設定も必要とも考えられ、現行制度の考え方は引き続き維持すべきと考えるが、要件等については事態の変化が生じた場合には適宜再検討することも必要。
- ・対象学生も入学試験に合格して入学している以上、大学における学習能力は備えているとみられるため、支援打ち切りの要件に該当する場合には、きめ細かい代替的支援形態が必要と考える。

【2. 進学後の学修状況等に関する要件について】

<質問内容>

- 現在の支援対象者の要件(大学等進学後の学修状況等に関する要件(以下、「学業要件」という。))として、「廃止」「警告」の要件を引き続き、継続するべきか、あるいは何らかの見直しを図るべきか。

特に、現在の3つの要件である、「修得した単位数の割合」、「授業への出席率」、「GPA等の成績評価」それぞれの基準についてどのように考えるか。

(1) 「廃止」(支援打ち切り)の要件

次の①～④のいずれかに該当するとき

- ① 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
- ② 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること
- ③ 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
- ④ 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること(「停止」の場合を除く)

※ 上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す。

※ 令和5年10月より、2回連続で「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。」のみである場合、「停止」とし、次回の学業成績の判定の際、「廃止」、「警告」に該当しなければ支援を再開する措置を実施

(2) 「警告」の要件

次の①～③のいずれかに該当するとき

- ① 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること
- ② GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること
- ③ 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

<御意見等>

- ・「修得単位数の割合」、及び、「授業への出席率」については、受給対象者のアンケート結果を見る限り、受給者の学習意欲を喚起し、その設定水準も適切であるものと判断できる。

「GPA等の成績評価」については、GPAは他の学生の成績にも左右される相対的な側面を持つ指標であり、勤勉に努力する学生であっても廃止・警告の対象となる可能性に留意する必要があると考えるが、その点についても一定の例外措置が既に講じられており、先のアンケート結果を見る限りは、現状は適切な指標として機能しているものとする。

- ・ 今次の改正に伴う受給対象者の拡大に応じ適切な水準を予め設定しておくことは極めて困難であることから、当面の間は現行基準を維持し、対象となる学生にとって不利な取り扱いとなる場合には、例外的な配慮を行うことも可能とする方針が良いのではないかと考える。
- ・ なお、会員大学からの意見においては、新制度利用学生等へのアンケートは廃止にならなかった学生が対象であることから偏りがあるのではないかと懸念、及び、一定以

上の成績を得て卒業等に支障のない場合でも GPA 下位 4 分の 1 に該当する事態が生じる可能性があることを強く危惧し、GPA の要件は緩和あるいは除外する方向で検討すべきという意見も見られたことはあわせてお伝えする。

【3. 学業要件の特例について】

<質問内容>

- その他、学業要件において、やむを得ない事由等がある場合には、「廃止」又は「警告」区分に該当しないこととしているが、これらの考えを引き続き、継続するべきか。

(特例①)

災害傷病、その他の事由やむを得ない事由等がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。

(特例②)

次に該当する場合は、GPA 等が下位 4 分の 1 であっても、「警告」区分に該当しない。

- ・ 教育課程の特性（学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合）
- ・ 児童養護施設の入所者等（社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合）

<御意見等>

- ・ 2. の回答のとおり、支援制度の趣旨に照らし例外措置・特例を設けることが必要と考えられ、現在の特例を見直す要因が生じているとも考えられないため、こうした例外措置・特例に関しては現行の考え方を継続することが妥当と考える。
- ・ ただし、特例①の「やむを得ない事由等がある場合」については、その判定等の事務負担が多たであることから、これまでの運用実績をもとに例示の追加や事例集の作成・公表を検討されたい。

【4. 学校内での学修支援・生活支援について】

<質問内容>

- 各学校では、学校生活で学生等が直面する様々な問題や諸課題等に対し、「学生相談室」や「学習支援センター」等の部署等を設け、学生生活がより充実したものとなるよう支援や援助等を行っているが、本制度利用者が学業要件により「廃止」や「警告」となった学生等に対して、どのような学修支援や生活支援を行っているか。

<御意見等>

会員大学への照会の結果、複数の大学において実施されている取組は以下のとおり。

【「廃止」または「警告」となった学生への支援】

- ・各種民間団体や大学独自の他の奨学金等を案内
- ・学生相談室等の案内、学生相談室等による相談
- ・学生指導教員・学務担当部署等に状況共有
- ・学生指導教員から修学指導
- ・「廃止」または「警告」の見込みが生じた時点での、制度に係る再度の案内
- ・面談 等

【「廃止」となった学生への支援】

- ・各種民間団体や大学独自の他の奨学金等の案内 等

【「警告」となった学生への支援】

- ・一層勉学に励むよう、所属学科教員・ピアサポーター・ラーニングアドバイザー・学内の担当窓口等から指導
- ・指導教員・事務職員による面談 等

【学生全体への支援】

- ・学生相談室等の案内、学生相談室等による相談
- ・指導教員等と情報共有
- ・指導教員等による面談の実施 等

なお、各大学からの意見については別紙参考。

【5. 学生等の修学状況について】

<質問内容> ※ 把握できる範囲で御教示ください

○ 学業要件で「廃止」となった学生等のうち、中途退学した学生等がいる場合、その主な理由について、どのような傾向があるか。(例：転学、学校生活不適應・修業意欲低下、経済的困窮、学力不振など)

また、学業要件で「廃止」(または「停止」)となった学生等のうち、GPA 等が下位4分の1の範囲に連続して該当することによる学生等がいる場合、どのような傾向があるか。(例：1回目の「警告」となっても修業意欲が低下したままなど)

このような学生等のうち、3.の特例を設けていることに加え、やむを得ない事由等として何らかの斟酌をするべき余地がある場合として、どのようなものがあるか。

<御意見等>

各大学への意見照会の結果、以下の回答があった。

【「廃止」の主な理由の傾向】

「廃止」の主な理由の傾向としては、一概に言えない(傾向を見いだせない)とした8大学ある一方で、勉学意欲喪失の傾向がみられると捉えている大学が8大学あった。

また、理由がわからない/調査・分析していない、あるいは「廃止」となった学生で退学した学生がいない、等の大学もみられた。

【GPA等の要件に連続して該当する学生等の傾向】

GPA等の要件に連続して該当する学生等の傾向については、1回目で「警告」となったことにより修学意欲の低下がみられたとする大学が11大学、一定の傾向が見出せないとする大学が3大学存在した。なお、2大学からは「GPAの下位1/4」という相対的な評価では、修学意欲の低下の有無は判別できないという意見も寄せられた。

【やむを得ない事由等の斟酌をするべき余地】

- ・ 鬱病、適応障害(精神的疾患)、精神的不調
 - ・ 介護
 - ・ 本人の病気等の療養(医師の診断書や保護者、指導教員へのヒアリング等を根拠とする)
 - ・ 医師の診断書や休学歴があった場合
 - ・ 医師の診断書等により心身による事由
 - ・ 疾病や障害特性
 - ・ 発達障害等で対人関係が難しく、アクセシビリティ支援チーム等の支援を受けながら学業に取り組んでいる事例
 - ・ 家庭、家族の事情
- 等の意見が寄せられた。

【6. 高等教育の修学支援新制度に関する御意見】※任意回答

<質問内容>

○ その他、本制度に関する御意見

※ 今回の見直しの対象事項でない御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

<御意見等>

- ・ 障害がある学生については、災害や傷病と異なり、成績が低くなった理由の判断が非常に困難であると考えられます。昨今、発達障害のグレーゾーンのように、発達障害の症状は認められるものの、診断基準を全て満たすわけではないため、発達障害として診断がつかない学生もいます。適格認定における障害学生への判定について、一定の指針を設けていただけると有難いです。
- ・ 学習意欲が低い学生が卒業延期により廃止となる傾向にあるため、そのまま卒業できず退学、もしくは授業料を払えず除籍、となることがある。
中途退学した学生は、「経済的困窮」に該当する。GPA等が下位4分の1の範囲に連続して該当することによる学生の傾向としては、1回目の「警告」となっても修業意欲が低下したままの傾向がある。経済的に困窮しアルバイトをする時間を増やさざるを得なくなり、学習時間の減少、体調を崩すといった学生もいるため、経済的困窮者の場合は何らかの斟酌をするべき余地があると考える。
- ・ 適格認定の判定結果報告後の指導に関する簡略化について、「停止」「警告」の認定を受けた者に対しては、卒業者も含めて学業成績向上に向けた指導を行うよう取り決められています。しかし、卒業者に対しては学業成績向上に向けた指導を行えないため、卒業生への交付は廃止し、手続きの簡略化を希望します。
- ・ 家計急変について授業料減免との関係上、現在の見直しペースだと計算が煩雑になるため前期後期の単位で支援区分の見直しを行う方式にしていきたい。
- ・ 授業料減免に関する交付申請については日本学生支援機構側で支援区分を把握しているため大学に原案を作成して送付していただきたい。
- ・ 日本学生支援機構の制度変更が多く、学生が先々の予定を立てる際に支障があるため変更のロードマップを示してほしい。
- ・ 文部科学省から日本学生支援機構の制度変更について周知を行うよう通知があるが、通知時点では制度詳細が明らかではなく、日本学生支援機構側でも変更内容を把握していない場合が多く、不確かな内容をどこまで周知すべきか毎回苦慮している。学

生に向けて周知すべき内容をまとめた通知文案などを併せて送付してほしい。

- ・給付奨学金についても学生の意思によって辞退できるようになってほしい。 生計維持者の収入状況が改善し今後支援区分が付く見込みがないまま各種手続きを続ける学生や、日本学生支援機構の給付奨学金と併給が認められていない民間奨学金への申し込みを希望している学生など辞退できないことによる弊害が発生している。
- ・貸与奨学金との併給調整は、困窮学生の生計を立てる上で不利に働いているため撤廃を検討してほしい。

- ・経済的に困難な状況にある学生は、アルバイトと学修の両立に追われていると考える。経済支援を受けられる場合であっても、さまざまな制度を十分に収集し、調べ、内容を読み込んで理解し、その達成のために計画して行動する必要があり、経済的に困難な状況にない学生に比べると、もともと高い負荷がかかっていると考えている。

この制度に限ったことではないが、「類似しているが少しずつ違う」制度が多くあったり、制度を受けるにあたって細かく条件が設定されていたりすると、経済的支援を希望する学生は、学修を行う前に、まずそれを読み込まなければならないという関門がある。

学校担当者も、制度の説明は行う立場ではあるものの、ひとつひとつの熟知に時間がかかり、さらに熟知したところで学生の個々の状況にあわせて最適な制度やその組合せを確実に提案できるわけではないため、結果的に学生本人にも困難が多いだろうと想像できる。

なるべく支援対象者にとってわかりやすく簡潔な制度設計をお願いしたい。

また、本制度については、繰り返しになるが支援対象者として採用された後は、大学が指定している単位を順調に取っている学生には、支援の継続をお認めいただきたい。

- ・アンケートから見ると学業要件は適切なように見えるが、「結果的に学業要件で廃止にならなかった」学生がアンケートの対象になっているため、偏りがあるのではないか。

下位4分の1という相対評価は、所属する学校や学部の同級生が優秀な者が多い集団の中では、本人が努力し、大学から要求されている単位を取得していても、下位4分の1になってしまう仕組みである。

本学では警告を受ける学生は、基本的に標準単位数は充分取得している一方で、下位4分の1に該当してしまった学生が殆どである。それも下位4分の1のちょうどボーダーラインになってしまった学生をたびたび見かける。好成績の学生が多い集団だと、「点数で言えば8割くらいの成績をとっているはずだがGPA下位4分の1に該当する」現象が起きており、毎年数名の学生から疑義の問合せがある。

警告などの判定を受ける見込みの学生には、学業不振が傷病等の事由による場合は判定の修正をする例外措置がある旨を再度周知しているところである。ただ、事務側から見ると精神的なことが原因に思われる場合でも、学生本人は傷病とは思わず申告し

てこない場合があるようにも見受けられる。

学修は積み上げていくという性質がある。一度うまく行かないことが起きると、次の1年で即順位を挽回とは簡単にはいかないのではないか。一方で成績の点数が上位でなくても卒業できる学生は多いため、必ずしも「下位 1/4 に連続する学生は学業意欲に乏しく卒業も見込めず支援対象としてそぐわない人物である」とは言い難いように思われる。

標準単位数を確実に取得している学生は継続判定をするのが妥当ではないか。

もし、【GPA 等が学部等における下位 4 分の 1 の範囲に属すること】を要件からどうしても外せないのであれば、次点の案として、

「(2)「警告」の要件 次の①～③の“いずれか”に該当するとき」を

「(2)「警告」の要件 次の①～③の“2つ以上”に該当するとき」に修正できないか。

- ・斟酌すべき余地というより、標準単位数を確実に取得している学生は継続判定をするのが妥当ではないかと考えている。

さらに、「やむを得ない事由」として斟酌すべき特例については、留学を事由とする標準年限超過確定に関しても加えていただきたい。

1年程度の留学を行った結果、学業優秀であっても標準年限を超過しての卒業が確定する学生がいる（他大学よりそのような事例を聞いたことがあり、現在の仕組みでは本学でもいずれそのような学生が現れ得ると懸念している）。

文科省のQ&A 4-6-7やQ&A 4-6-8において、留学の措置について記載があり、JASSOの学業の適格認定の処理要領についても留学による場合は廃止の措置とはしないことが明記はされている一方で、文科省の高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領や、JASSOの給付奨学金の認定報告の様式にも留学事由の卒業延期については触れられていない。廃止相当になる斟酌すべき特例とは別に設けられているため、学校担当者にとっても読み落としがちになっていると思われる。幸い、本学では留学事由の卒業延期者を誤って廃止した事例はありませんが、それでも途中まで「留学事由であっても廃止しなければならない」という認識違いがあった。

他大学でも類似の認識違いをしている学校担当者が居るようにも思われる。

コロナ下の渡航制限が解除されてきたため、今後新制度利用者にも留学者は増加して行くものと思われる。わかりやすい整理をお願いしたい。

- ・個別のケースの一例として、現在、修学支援新制度では、高校卒業等から大学入学まで2年を経過していない者が対象であるが、病気療養等により、高校卒業から大学入学までに2年以上を経過している事例がある。この点について考慮の余地があると思われるケースもある。
- ・近年、毎年度、制度の一部変更があり、それに伴うシステム改修を含めた対応に苦慮している状況です。

所得中間層への支援については、多子世帯に限定したものではなく、子供がいる世帯すべてを対象とする制度への拡大が必要だと思われる。また、給付奨学金についても世間の景気変動等を踏まえた給付金額にできるよう検討が必要だと思われる。

- ・「廃止」事由「修業年限で卒業できないことが確定したこと」について、学年毎に進級要件がある学部に所属する学生は、留年即「廃止」となり、早い者で2年次進級時に「廃止」となり、その後は再支援の道はない。一方、進級要件がなく最終学年まで進級できてしまう学部に所属する学生は、他の「廃止」事由に該当していなければ支援が継続される。こういった学部間の不公平感を伴うものは見直しの対象として検討しても良いように感じる。支援内容が手厚い（給付奨学金と入学・授業料減免）だけに支援が絶たれた後の経済的負担が大きいと感じる。
- ・「GPA が下位 4 分の 1 の範囲に属すること」について、設問 2 での回答案にあるように、GPA は、現状は適切な指標として機能しており、また、全国で広く普及し、学生の学業成績を量るための一定の尺度たり得ている状況下では、GPA 値によって判断せざるを得ないと考えられる。しかし、GPA は他の学生の成績にも左右される相対的な側面を持つ指標であり、履修科目の自由選択度や講義の難易度・評価方法が異なる集団（学部・学科）間において一律の基準をもって判断することは、必ずしも公平性を担保しているとは限らないと強く感じる。
- ・見直し対象事項以外のことについて、採用時は、高校における評定平均値や入試の成績順位要件に該当していなくても学修意欲や進学目的等を確認することで要件を満たすと認定されるが、採用後は、厳しい学修要件が設けられ、その結果、最も厳しいもので「廃止」となる。国費を投じているのでこの点について反対するものではないが、実際に「廃止」となった学生の中にはこうした処置があることを認識していない学生が少なからず存在する。特に最初に廃止者が出た年は顕著であった。以降、こうした処置があるということを知周する等、大学側でも学生に対し勉学に励むよう注意を促しているが、申請時に給付奨学金案内等で更に積極的に周知し学生に意識付けするような工夫が必要だと感じる。奨学金案内では、制度利用の利点や申請手続きに主眼が置かれ、適格認定（学業）についての記述はわずかに半頁程度となっている。採用後に、大学として独自に作成した資料を学生に配付しているが、個々の学校に依る対応だけでは、所属する学校により情報の格差が生じることになり好ましくない。申請の初手を担う機関においても、しかるべき処置が望まれる。
- ・令和 7 年度開始の多子世帯を対象とした授業料等の無償化について、今回の見直しの対象事項ではない資産要件・年齢要件は適用されるのでしょうか。所得制限なしとしているところ、資産要件を適用させることに矛盾はないのでしょうか。また、学力・資質要件について、在学生は標準修得単位数を満たしていない場合は制度利用できず、学修計画書による救済措置がない点は議論されないのでしょうか。

- ・予約採用の学生については親が手続きを行っている場合が多く、奨学金について学生本人がよく理解していないという傾向がみられる。在学採用者と比べ、学生本人が学費の減免及び給付を受けているという自覚があまりなく、説明会等を行っても効果が低く感じている。
- ・新制度の支援要件は「高等学校等（※1）を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日（※2）までの期間が2年を経過していない人」となっているが、この期間の撤廃あるいは期間年数の引き上げを希望する。医学科の場合、複数年浪人して入学する学生が多いためである。また、修業年限が6年間と長期になり、高学年になると、共用試験の費用、国家試験対策（模試、参考書購入など）に授業料以上の費用がかさむためである。
- ・家計急変学生の資産要件について、特に家計支持者の死亡の場合、死亡に際し勤務先から退職金や加入保険から保険金などが給付されるが、これも資産であるため家計急変で採用されてもすぐに停止となってしまうケースが多々見られる。
特に就学者がいる世帯においては給付された資産は今後生活していくための費用であるが、兄弟が進学しても同じく資産要件で免除が受けられないため、授業料や修学費が非常に負担となるという訴えがあった。
死亡による家計急変の場合、離職や病気等と異なり再度その1名分の収入が復活する見込みはないため、この点についてご検討いただけますと幸いです。
- ・給付奨学金と第一種奨学金の「併給調整」について、申請者には大学からも繰り返し注意喚起を行っているところですが、特に予約採用で高等学校等へ申請を行った学生については、採用後に「第一種奨学金の金額が不足している（又は振り込まれていない）」と慌てて申し出る学生が毎年生じます。
併給調整については、学生本人が自身に適用されるか否かを申請前に正確に確認する術がなく、また、給付奨学金や第一種奨学金（及び学費減免）の金額の変動は学業継続に際した学生の生計管理にも大きな影響を及ぼすため、「併給調整」の撤廃又は学生がそれを認識したうえで申請を行うような仕組み（例：「スカラネット入力時に給付奨学金と第一種奨学金を希望している場合に併給調整が生じることについてのポップアップが表示される）等についてご検討いただきたく存じます。
- ・「GPA 等の成績評価」については、ご回答案にもあるように、相対的な指標が用いられており、本人の努力の埒外で「警告」「停止」「廃止」の認定を受ける可能性があります。
一度「警告」を受けた学生が成績向上に努め、GPA が向上した場合であっても、同じ母集団に属する他の学生の成績により、下位 1/4 を脱することができない場合が存在することは、指標として用いることに問題があると考えます。

上記のような事例に該当する場合は、支援対象の学生の学修意欲を削ぐばかりか、「停止」や「廃止」の認定を受けることで学業の継続を断念せざるを得ない結果につながる恐れもあります。

GPA 等以外の絶対評価による学業成績の基準（卒業延期、単位数の不足、学修意欲）のみでも、支援対象者の適格性は十分に確認できると考えられるため、GPA 等による評価の撤廃、あるいは「相対的でない GPA 等の基準※」の設定についてご検討いただきたいと存じます。（※「4 ポイント制では 1.5 以下」等）

- ・「停止」となった者には前回の「警告」時から GPA が改善したが、惜しくも下位 1/4 に該当した学生もいることから、【2. 進学後の学修状況等に関する要件について】の意見に記載のとおり、GPA 等による評価を撤廃していただく、又は「相対的でない GPA 等の基準」を設けて「GPA 等に改善が認められ、かつ、(基準値) 以下に該当しない場合は「停止」としない」等の斟酌を可能とすることについて、ご検討いただきたいと存じます。
- ・修学支援新制度については、年々、制度が複雑になっており、大学事務担当者の負担はもとより、制度を利用する学生にとって非常に分かりにくいものになっている。学生に対しては大学からも説明を尽くしているところではあるが、どうしてもすべての学生に理解をいきわたらせるのには限界があり、学生があまり理解できないまま、制度を利用している状況が多々ある。制度を充実させることももちろん重要ではあるが、学生・大学関係者にとって分かりやすく、負担の少ない、なるべくシンプルな形とするということも重要な要素として検討を進めていただきたい。
- ・制度が年々複雑化しており、マニュアルについても、ある事項について記載されている内容が一箇所にとどまらず、全く別の場所に記載してあることがあり、解釈や調査に時間を要するため、手続きに時間を要する。できるだけ、一箇所に該当項目に関する内容全てを網羅していただくとともに、抽象的な表現を少なくし、シンプルにしていきたい。
- ・多子世帯に対する第IV区分の支援、令和7年度からは無償化が始まるが、多子世帯の定義がわかりにくい。一般的に扶養する「子ども」の数を数える場合に、生計維持者よりも年少であっても、「子」以外の者を計上することはあまりないと思われ、「扶養する子ども3人以上」との表記のみを見て、該当者の可能性があるにもかかわらず、詳細を確認せずに機会を逃す学生がいるのではないかと危惧する。
- ・非課税世帯等の困窮学生にとっては給付奨学金と免除の双方において満額支援となるためメリットが大きい。一方で 1/3 支援、1/4 支援（多子世帯のみ）については、新制度の奨学金を停止しても給付額の大きい民間財団等の奨学金を選択する学生もいる。R7 年度以降の多子世帯支援（所得上限額廃止）等の施策により、支援対象者がどの程

度拡大するか注視が必要と考える。

- ・ 給付奨学金の制度に連動した仕組みのため、大学の授業料免除・債権処理が月割りで発生するなど複雑な仕組みで、学生には大変わかりにくく、また職員の業務も非常に煩雑となっている。今後、JASSO のシステムを活用した減免処理がスムーズに運用できるようにしていただきたい。

【「廃止」または「警告」となった学生への支援】

- ・「廃止」や「警告」となった学生に対し、学生指導教員に状況の共有と修学指導を依頼している。
- ・「廃止」や「警告」の処置を受けた学生に対して、大学からコンタクトを試みることはしていないが、該当の学生から相談があった場合には、関係部署と協力し対応している。
- ・奨学担当事務と学生相談室は同一事務室内に設置されており、該当学生の意向を確認のうえ、適宜指導教員や学生相談員と連携し支援を行うこととしている。
- ・経済的な理由により一時的に入学料及び授業料等の納付が困難となった学生に対し、奨学金を貸与して学業の援助を図ることを目的とする本学独自の制度（修学支援事業学生支援奨学金）を整備している。
- ・必要であれば大学で募集を行っている各種民間団体による奨学金や国の教育ローンを案内している。
- ・該当する学生と面談を実施し、学生の状況に応じて、履修相談・学生相談室等の案内を行っている。学生の個別ニーズに応じ、履修環境等を整えることで成績向上につなげられるよう、学生相談室や障がい学生支援室等でも適宜、支援を行っている。
- ・JASSO の貸与型奨学金や他の外部奨学金の案内や、次年度の履修登録に向けて、成績評価についての基礎知識について案内を行っている。
- ・廃止や警告の判定の見込みとなる学生に対しては、学業不振が傷病等の事由による場合は判定の修正をする例外措置がある旨を再度周知しているところである。また、学内の学生支援センターでも相談できることを促している。
- ・対象となった学生がいるときには、事務担当者と学生支援教員が面談を実施し、経緯等を聞き取りしている。成績不振の原因を明らかにした上で、学習指導や貸与奨学金の案内など必要な対応を行っている。
- ・本制度利用者で学業要件により「廃止」や「警告」となった学生に対する生活支援としては、日本学生支援機構貸与奨学金（第一種・第二種）や他の奨学金（公的機関・民間団体）を案内している。ただし、他の奨学金においても「経済的に困窮している」とことと「学業優秀である」ことが申請要件となっている場合が多いため、新制度で「廃止」又は「警告」に該当した学生が申請できる奨学金は限られてしまう現状がある。
- ・奨学金の担当者が対面で「廃止」や「警告」等の通知を渡し、その際にどういう状況なのか、説明を行っている。
- ・他に利用できる奨学金の案内及び指導教員やアドバイザー教員と連携した学修指導

- ・適格認定（学業）で修得単位数が著しく低い場合等は、所属学部の学務担当へ状況について照会している。必要に応じて学務担当から指導教員へ今後の学修計画について指導を依頼している。
- ・学生支援課からは適格認定（学業）判定後、本人へ判定結果および状況について説明し、学修状況の改善を促している。
- ・本制度利用者で学業要件により「廃止」や「警告」となった学生に対しては、日本学生支援機構が発行する適格認定の通知書を交付する際に指導を行い、さらに学習相談等が必要であると判断される学生に対しては教務担当部署などの関係部署への申し送りを行うなど対応している。
- ・特別な支援はしていないが、授業料の支払いに困っているなど相談があった場合は、本学独自の「授業料支援基金」を案内することがある。
- ・学修支援
 - 学生から相談があれば大学院生による「スタディヘルプデスク」で個別指導や勉強の仕方についてアドバイスしている。全学生について学期当初に指導教員との面談を行い履修状況をもとに履修指導を行っている。
- ・生活支援
 - 貸与奨学金の申請を案内している。
- ・当該学生に対し、適格認定通知を送付する際、本学の学生相談体制のチラシを同封し、相談するきっかけを促す。
- ・「廃止」や「警告」の要因として、障害特性や疾病等が考えられる場合、本人の意向を確認したうえで修学支援室と連携している。修学支援室において、その後の大学生活の学修支援及び生活支援を実施している。
- ・本学では、独自予算による授業料免除を行っており、「廃止」や「停止」により修学支援制度対象外となった学生についても一定の基準（学力・家計）を満たせば授業料の免除を受けられる制度がある。（昼間主 11 万、夜間主 5.5 万）
修学支援制度との併願も可能とし、新制度に採用された場合は取消または辞退となる。
令和 5 年度の独自制度免除への申請者数は約 330 名（併願者含む）

【「廃止」となった学生への支援】

- ・「廃止」の場合、対象の給付奨学生へ日本学生支援機構通知文書「給付奨学生の資格の廃止について」を交付し、学生から質問がある場合には、廃止認定の基準をあらためて説明し、更に質問がある場合には、在学定期採用における貸与奨学金の申込みについて説明し

ている。

- ・「廃止」となった学生については該当事例はありませんが、貸与型奨学金や民間財団等の奨学金を紹介する予定です。
- ・「廃止」となった学生のうち、2019年以前に入学の学部生は、大学の授業料免除の申請が可能であるため、申請するよう伝えている。
- ・「廃止」となった学生に対しては、生活支援としてその時点で支援を受けられる別の奨学金等を紹介している他、必要に応じて、学内の「学生なんでも相談室」と連携して支援を行っている。
- ・「廃止」となった学生については、日本学生支援機構の貸与奨学金（申請資格を有する場合のみ）や日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を案内しています。
- ・「廃止」となった学生から相談があった場合には、民間育英団体や教育ローン等の案内を行っている。
- ・学業要件で「廃止」となった学生には、家計基準のみで判定する大学独自の奨学金制度を案内することで、継続して修学できるよう生活支援を行っている。
- ・「廃止」となった学生に対しては、貸与型奨学金の利用が可能な場合はその利用を検討するよう案内しています。なお、留年が原因で廃止された学生は、経済的支援を受ける機会が限られており、多くの場合支援が提供されていないのが現状です。

【「警告」となった学生への支援】

- ・「警告」の場合、対象の給付奨学生へ日本学生支援機構通知文書「給付奨学生の学業成績について（警告）」を交付し、今後の適格性の回復のためより一層勉学に励むよう、指導している。また、学生から質問がある場合には、警告認定の基準をあらためて説明している。
- ・「警告」となった学生に対して、「廃止」とならないよう、本学で実施しているピアサポーターやラーニングアドバイザーなどの制度を利用し、学習時間を増やすよう指導している。
- ・「警告」となった学生に対しては当該原因について説明し、改善を促しています。
- ・給付奨学金の支給が「警告」となったことにより今後「停止」等となる可能性がある学生に対しては、学内の担当窓口で学修意欲をもって取り組むように指導
- ・修学支援新制度の支援が警告となった学生については、所属する学科の教員と連携し、学修状況の改善についての指導を行っている。

- ・「警告」となった学生については、奨学金担当の事務職員で面談を行い、必要があれば専門の部署を紹介し、カウンセリング等を行うとともに、指導教員の面談も実施し、学修と生活の両面から支援を行っている。
- ・「警告」を受けた学生には、成績の改善を目指し、指導教員等による個別の学業指導を行っています。この取組により、学生は学修計画を見直し、より効果的な勉強法を導入する機会を得ていると考えています。

【学生全体への支援】

- ・学生生活サポート室では、(上記学生に限らず)学生全員を対象に、修学困難等の相談を受け付けている。学業要件により「廃止」や「警告」となった学生に限った支援ではないが、指導教員とも情報を共有し、必要に応じて「学生生活サポート室」にて学生本人の申し出に沿った教育的配慮を行っている。
- ・本学では学修支援室を設けており、本制度の対象学生に限らないが、すべての学生が卒業まで修学支援を受けられる体制を整備しています。具体的な取組内容としては、学生が抱える教科書の疑問点、レポートの作成、学生生活一般、進路相談、大学院受験、公務員受験などの課題解決に向けて、9名の専任スタッフ(本学を定年退職した教員に委嘱)が対応する体制を整備しています。本制度利用者の利用状況は把握出来ていませんが、当支援室は、授業日の14~17時の間で開設されており、令和5年度の相談者数は延べ361名となっています。また、本制度の事務を担当する学生支援課においても、本制度の仕組みを丁寧に説明するなど、学生が有する課題等に応じて指導・助言を行っています。さらに、生活を含む様々な学生の悩み相談については、保健管理センターが窓口となり相談する体制を設けており、必要に応じて担当部署に引き継ぎを行う仕組みとなっています。
- ・学修面や生活面における悩みの相談においては、本学の「学生何でも相談室」(臨床心理士の資格を持つカウンセラーが対応)を案内し、対応を行っている。
- ・本学においても「学生相談室」を設置しており、修学に関するものから生活に関するものまで個人的な問題に対する相談窓口として機能している。学修相談があったものについては、所属学部教務事務担当係や指導教員・メンター等につなげている。
- ・学修生活上の悩みがある場合の学内相談窓口(保健センター「精神保健相談・健康相談」、なんでも相談室)を対象学生および学生保証人に案内。また、所属学部等でも情報共有し、学生に対して面談等を伴う指導を依頼しています。
- ・学生相談室(学生相談員)において、修学・学生生活に関わる相談に応じられる体制を整えているが、学生から該当する事例等は特段挙げられていない。
- ・学費及び生活の支弁に困難が生じる学生に対して、大学独自の奨学支援金の貸与を行う制

度を設けている。

- 修学支援新制度利用者に限りませんが、各学部において、学業不振者に対して、教員による定期的な面談や部局によっては保護者への成績表の送付等も行っており、適宜、サポートを行っています。
- 本学では、履修や修学上の相談、将来の進路に関する相談等、学生諸君の様々な相談に対応する窓口として、「Study Adviser」制度を設けています。本制度は、課程や回生毎に担当教員が相談にあたるものです。また、心理的問題や障害等に伴う修学上の困難に対し、その把握と対処について、障害者支援を専門とする教員、精神科医、カウンセラーが対応する「アクセシビリティ・コミュニケーション支援センター」を設けています。いずれの制度も、必要に応じて当該学生に紹介するなど調整しています。
- 成績不振を自己申告し、「警告」「廃止」の恐れがある学生については、指導教員や所属学部の教務担当部署へ履修計画や休学等について相談することを提案しています。
- 学業不振を理由に奨学金を打ち切られることへの不安から、学生相談室や経済支援担当係で相談する学生がいるが、実際問題として留年となると、貸与奨学金も借りられず、財団等の奨学金も応募できないことが多く、解決策がないのが現状である。
- 全学生について学期当初に指導教員との面談を行い履修状況をもとに履修指導を行っている。